14　「21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。

15　「23　上記以外」の「(うち右記以外のエクスポージャー)」には、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年３月28日金融庁・農林水産省告示第３号。以下「告示」という。）において「右記以外のエクスポージャー」として、リスク・ウェイトを100％と定めているエクスポージャーを記載する。

16　「24　証券化」の「ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「短期ＳＴＣ要件適用分」は適格短期ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「不良債権証券化適用分」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「ＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分」は適格ＳＴＣ、適格短期ＳＴＣ及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。

17　「26　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

18　「28　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」附則第10条第４項の規定に従いリスク・アセットの額に算入されなかった額（減算された額）を記載する。

単体自己資本比率（付表２）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイトの区分	当期末				前期末			
	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1　40％未満								
2　40％～70％								
3　75％								
4　80％								
5　85％								
6　90％～100％								
7　105％～130％								
8　150％								
9　250％								
10　400％								
11　1250％								
12　その他								
合　計								

（注）

1　本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

2　本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

3　本表には、「(付表１）信用リスク・アセット残高内訳表」の項番１「現金」から項番22「株式等」までに対応する計数を記載すること。

4　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。

5　「オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。

6　「ＣＣＦの加重平均値（％）」には、ＣＣＦを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。

7　項目１～12には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。

単体自己資本比率（付表３）オペレーショナル・リスク相当額内訳表

（単位：千円、件）

ＯＲ３	オペレーショナル・リスクに対する	当期末